**建設工事入札参加登録者令和８年度格付けに係る提出資料確認書**

　建設工事入札参加登録の令和８年度総合評点及び格付けに係る次の事項を確認します。

なお、この確認書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　承認番号：

商号又は名称：

代表者職氏名：

**１　主観的事項について**

**主観的事項について　□　該当あり　　　□　該当なし**

（県工事検査規程（昭和３９年訓令甲第６号）の規定に基づく工事成績調書の総合点を除く）

※１　主観点事項とは技術力及び施工力等に関する総合評点に付与する項目です。

　　　詳細は次ページの「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程」

（第5条の２　抜粋）をご覧ください。

※２　令和７年度の入札参加登録において、主観的事項の資料を提出し、加点・減点となった項目についても、今回の令和８年度総合評点及び格付けで加点・減点の対象となる場合、同じ資料であっても再度提出が必要ですので、上記の「該当あり」にチェックの上、受付整理票（チェックリスト）により資料を提出してください。

該当がない場合は、上記の「該当なし」にチェックの上、提出してください。

**２　特例措置について**

**特例措置について　　□　該当あり　　　□　該当なし**

下記項目に該当がある場合は、**チェックの上、**資料を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 特　例　措　置　内　容 | 提　出　資　料 |
|  | 工事成績調書の特例  災害復旧応急工事については、工事成績点が低くなるため、総合評点及び等級格付けの変更を行う日の属する年の直前の５年間の工事成績調書の総合点の平均点から除外することができます。  　　今回対象となる工事は、宮城県が発注した工事で、**令和７年１月１日から令和７年１２月３１日**までに完成検査を受けた工事が対象となります。（国土交通省や市町村が発注した工事は対象となりません。） | ・別記様式（総合評点の算定から除外される工事）  ※工事成績の平均点から除外する必要の無い場合は、提出の必要はありません。 |

「宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程」（第５条の２　抜粋）

（総合評点）

第５条の２ 知事は、執行規則第５条第１項の規定による入札参加登録において前条の規定により参加資格を承認したときは、次に掲げる事項について算定し、総合評点を付与するものとする。

(1) 経営に関する客観的事項（以下「客観的事項」という。）

建設業法第２７条の２３第３項に規定する経営事項審査の項目

**(2) 技術力及び施工力等に関する主観的事項（以下「主観的事項」という。）**

イ　県工事検査規程（昭和３９年訓令甲第６号）の規定に基づく工事成績調書（知事が別に定める災害応急工事のうち登録申請者が指定したものに係る工事成績調書を除く。）の総合点

**ロ　本県の優良建設工事施工業者表彰を受けた件数**

**ハ　本県の建設工事事故防止優良者表彰を受けた件数**

**ニ　建設業法第２８条の規定に基づく指示処分を受けた件数及び営業停止を受けた日数**

**ホ　本県の建設工事入札参加登録業者等の指名停止に関する定めに基づく指名停止を受けた月数**

**へ　建設業労働災害防止協会が主催する全国建設業労働災害防止大会において表彰を受けた件数**

**ト　公益財団法人日本適合性認定協会が認定した審査登録機関が発行したＩＳＯ９０００シリーズ及びＩＳＯ１４０００シリーズの登録証等の件数又はみちのく環境管理規格認証機構が発行したみちのく環境管理規格の認証登録の件数**

**チ　障害者雇用促進法に基づく障害者の雇用の状況**

**リ　災害時対応の地域貢献の有無及びその他の地域貢献の有無**

**ヌ　ポジティブ・アクション（男性を職場の中心とする慣行及び男女の固定的な役割分担の意識を解消し、女性が職場において能力を十分に発揮できるようにするための積極的な取組をいい、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために全ての労働者を対象に行う取組を含む。以下同じ。）の推進の状況**

**ル　技能士の在籍の状況**

**ヲ　消防団協力事業所の認定の有無**

(3) その他知事が特に必要と認める事項